

○岡山県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成20年4月1日
広域連合規則第6号

岡山県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第2条の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務を分掌させる事務局の組織及びその分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。

（事務局の組織）

第2条 事務局に総務課及び業務課を置く。

（事務局長等の職）

第3条 事務局に事務局長を置く。

- 2 課に課長を置く。
- 3 課に班長を置くことができる。
- 4 課に主任及び主事を置くことができる。

（事務局長等の職責）

第4条 事務局長は、広域連合長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長は、事務局長の命を受け、課の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 班長は、課長の命を受け、課の事務又は担任の事務を処理する。
- 4 主任及び主事は、課長の命を受け、事務に従事する。

（総務課の分掌事務）

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公告式に関すること。
- (2) 議会の招集及び提出議案の作成に関すること。
- (3) 広域連合の組織に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 規約、条例及び規則等の審査及び公布に関すること。
- (6) 例規類集の編集及び管理に関すること。
- (7) 文書の整理保存に関すること。
- (8) 陳情、請願及び苦情の受付並びにその処理に関すること。
- (9) 行政不服審査及び訴訟に関すること。
- (10) 広域計画の立案及び推進に関すること。
- (11) 広報活動の企画及び総合調整に関すること。
- (12) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。

- (13) 職員の身分、給与、福利厚生その他人事に関する事。
- (14) 財務に関する事。
- (15) 入札に関する事。
- (16) 会計検査に関する事。
- (17) 庁内取締り及び保安に関する事。
- (18) 課の庶務に関する事。
- (19) 他の課に属さない事。

(業務課の分掌事務)

第6条 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者の資格管理に関する事。
- (2) 保険料に関する事。
- (3) 医療給付に関する事。
- (4) 保健事業に関する事。
- (5) 後期高齢者医療事業特別会計に関する事。
- (6) 事業状況の作成及び報告に関する事。
- (7) 後期高齢者医療制度のシステムに関する事。
- (8) 情報化の推進に関する事。
- (9) 電子計算機の管理運営に関する事。
- (10) 広域連合の情報の保護及び管理に関する事。
- (11) その他後期高齢者医療制度に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。